

わくわく・おでかけ券
申請受付を始めます

問 長寿介護課長寿支援係
☎内線178

平成30年度中に利用でき
るわくわく・おでかけ券（外
出支援券と施設利用券）の申
請受付が、**5月7日（月）**か
ら開始されます。

受付は、市役所の開庁日
に長寿介護課・福祉事務所・
各支所及び出張所で行います。

なお、受付開始当初は、窓
口が混み合うことが予想さ
れます。交付までお待ちい
ただく場合もありますので
ご了承願います。

【申込受付期限】

平成31年3月29日（金）

【交付内容】

◆外出支援券（1枚100円券）

・5,000円分

・離島は8,000円分

◆施設利用券（1枚100円券）

・5,000円分

【対象者】

松浦市に住所がある在宅の
人で、次の①または②の要件
に該当する人

①70歳以上の人

※年度内に70歳になる人（昭和
23年4月2日〜昭和24年4
月1日生まれの人）も対象に
なります。

②障害者手帳をお持ちの人

【申請に必要なもの】

《70歳以上の人》

・印鑑

・本人を証明するもの（運転
免許証・保険証など）

《70歳未満で障害者手帳をお
持ちの人》

・印鑑

・障害者手帳

《代理申請の場合》

・対象者本人からの委任状
（本人の自署・押印が必要）

※任意の様式で可

・対象者本人および代理人の
身分を証明するもの（運転免
許証・保険証・障害者手帳など）

・代理人の印鑑

※申請は年度内に1人1回
限りです。

※市が指定した交通機関お
よび施設・事業のみ利用で
きます。

※交付を受けた対象者本人
のみが利用できます。他
人に譲渡はできません。

※換金はできません。

※交付日以降の利用分から
対象となります。

被爆2世の無料健康
診断

問 福祉事務所福祉総務係
☎内線147・153

長崎県内に居住し、両親
またはそのどちらかが原爆
被爆者で、長崎被爆は昭和
21年6月4日以降に出生、
広島被爆は昭和21年6月1
日以降に出生した人は、無料
で健康診断が受けられます。

【申込受付期限】

平成31年2月15日（金）

【受診期間】

平成31年2月28日（木）まで

【受診医療機関】

受診申込みの際に一覧表を
お渡します。

【受診回数】

受診期間中、1回のみ受診
できます。

「鷹島保育所」が私立保
育所になりました

問 子育て・子ども課子育て支援係
☎内線171

鷹島保育所は、4月1日から
私立保育所として運営される
こととなりました。

新しい施設名は「鷹島保育園」
です。

禁煙にチャレンジ
してみませんか？

問 健康ほけん課健康推進係
☎内線168

5月31日は世界禁煙デー
5月31日から6月6日は
禁煙週間

喫煙は、タバコを吸って
いる本人の健康によくないのは
もちろんですが、周囲の人の
健康にも悪影響があります。
タバコを吸わない人がタバコ
の煙を吸わされることを「受
動喫煙」といいます。

受動喫煙は、肺炎や気管支
炎等の呼吸器感染症、肺機能
の低下、中耳炎、狭心症や心筋
梗塞、脳卒中など様々な病気
の危険性が高くなると言われ
ています。発達途中の子ども
においては、タバコの煙によ
り大人とは異なる深刻な影響
を受ける場合もあります。子
どもの近くでは、絶対に喫煙
しないようにしましょう！
「禁煙しよう！」と決めたなら、
病院の禁煙外来で禁煙治療
（保険診療）をすることもでき
ますので、まずは、かかりつけ
医に相談してみましよう。

危険な空き家住宅
の除却費用の補助

問 都市計画課建築係
☎内線207

【補助金の額】

補助対象工事費の2分の1、
限度額100万円

【対象となる空き家住宅】

市内にある老朽化して危
険な空き家住宅で、周辺へ
の危険性があるものなど

【募集期間】

6月29日（金）まで

【採択方法】

対象となる空き家住宅で
倒壊等危険性の高い建物を
優先的に予算の範囲内で採
択します。

【申込方法】

問合せ先までご相談くだ
さい。





消費生活センターだより

問 松浦市消費生活センター ☎内線 188、直通 72-1861

強引な布団の点検販売にご注意を！！

〈相談事例〉

突然「布団を見せて欲しい」と女性が訪問し、家に上がり「汚れているし、身体に悪いので新しく購入した方がいい。」としつこく勧めてきた。断って帰ってもらったが、しばらくして男性と一緒に羽毛布団を持ってきて、「ひと月1万円の支払だから大丈夫」などと勧誘され、根負けして承諾してしまった。

クレジット会社の書類を書くときに初めて、総額40万円もする高額商品であることを知った。解約したい。(70代 女性)



〈ひとこと助言〉

強引に高額な契約をさせられる布団の訪問販売の相談が後を絶ちません。不用意にドアを開けず、訪問者の名前や用件をよく確認して対応しましょう。事業者を家の中に入れないことが大切です。

一人では対応せず、家族や近所の人などに同席してもらうようにしましょう。必要なればきっぱりと断ることが大切です。

家族や周囲の人、高齢者の家に不審な訪問者が来ていないか、家の中に不要な品物や契約書がないかなど、日頃から気を配りましょう。

契約しても、クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。

※おかしいなと思ったときは、消費生活センターにご相談ください。

平成30年度農業臨時雇い標準賃金が決まりました

問 農業委員会 ☎内線 231、232

農業委員会では、平成30年度の農業臨時雇い賃金の目安を、次のとおりとしています。

●農業臨時雇い賃金の標準額

作業別	労働時間	金額
田植(機械植補助)	1時間	760円
稲刈(機械刈補助)	1時間	760円
一般農作業	1時間	760円
農機具運転	1時間	760円
みかん収穫	1時間	760円
ぶどう袋掛	1時間	760円

※賄いは、地域の慣習によります。

※交通費を要する場合は双方協議してください。

※この農作業賃金は標準額ですので、当事者双方で協議し決定してください。



●機械作業などの請負料金(燃料費を含む)

作業別	労働時間	金額	備考
耕起	10a当り	5,500円	
代かき	10a当り	6,000円	
機械田植	10a当り	6,000円	苗作りは別、付帯作業を除く
バインダー稲刈	10a当り	6,000円	結束紐は含まない
水稲中苗育苗	1箱当り	594円	
コンバイン	10a当り	12,000円	
ハーベスター	10a当り	6,000円	結束紐は含まない
飼料刈取	10a当り	2,000円	
飼料収穫(集草・反転)	10a当り	2,000円	
飼料収穫(梱包)	1個当り	200円	梱包・ラッピング用資材は含まない
飼料収穫(ラッピング)	1個当り	150円	